

# MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある  
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

## 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 の公布に伴うDBへの影響について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、確定拠出年金＝DC
- ・企業年金連合会＝**企年連**、国民年金基金連合会＝**国基連**
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」  
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知
- ・事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」  
(平成22年4月28日付事務連絡)＝事務処理改善連絡

2020年7月

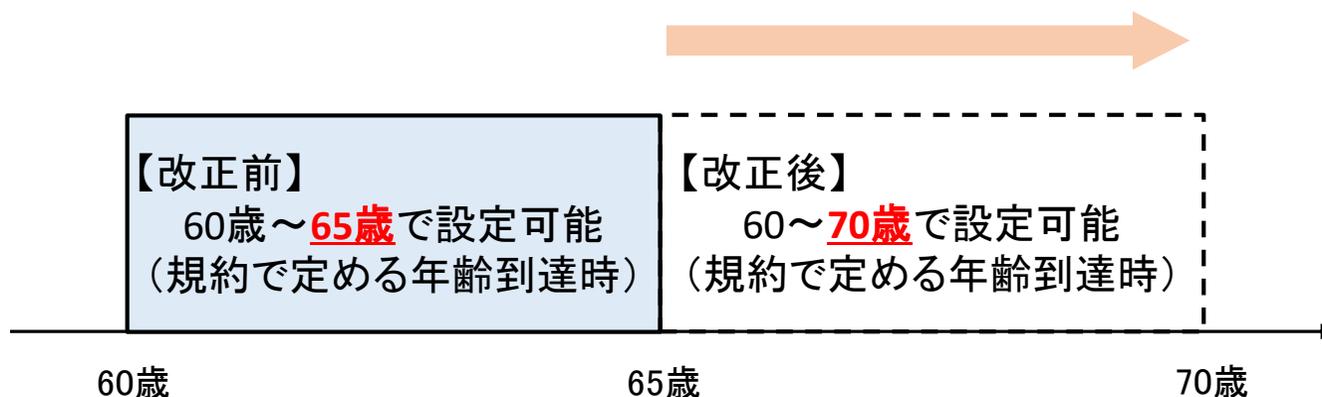
明治安田生命

# <公布日(令和2年6月5日)施行分>

支給開始時期の設定可能範囲の拡大

- ◆法令改正により、規約で定める老齢給付金の支給開始時期の年齢範囲が、「60～65歳」から「60～70歳」に拡大されました

○支給開始時期(注)の年齢範囲拡大のイメージ



(注)支給開始時期の前に退職した者については、規約の定めるところにより50歳以上の退職時に受給可能  
支給開始時期を超えて就労している者については、規約の定めるところにより繰下げを申出し、退職時に受給可能

# 法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容					
DB法 第36条  （赤字が改正部分）	支給要件  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">改正後</th> <th style="width:50%; text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                             2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。                              一 60歳以上<b>70</b>歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること                              二 （略）                              3～4 （略）                         </td> <td style="vertical-align: top;">                             2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。                              一 60歳以上<b>65</b>歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること                              二 （略）                              3～4 （略）                         </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。 一 60歳以上 <b>70</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること 二 （略） 3～4 （略）	2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。 一 60歳以上 <b>65</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること 二 （略） 3～4 （略）
改正後	改正前					
2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。 一 60歳以上 <b>70</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること 二 （略） 3～4 （略）	2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第41条第2項第2号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。 一 60歳以上 <b>65</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること 二 （略） 3～4 （略）					
承認認可通知 別紙1 3-2-(3)  （赤字が改正部分）	規約承認（認可）事項欄  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">改正後</th> <th style="width:50%; text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                             (3)受給の要件                              ①老齢給付金の支給要件及び失権                              ・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。（法第36条第2項）                              (ア)60歳以上<b>70</b>歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。                              (イ)50歳以上(ア)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。                              （以下略）                         </td> <td style="vertical-align: top;">                             (3)受給の要件                              ①老齢給付金の支給要件及び失権                              ・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。（法第36条第2項）                              (ア)60歳以上<b>65</b>歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。                              (イ)50歳以上(ア)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。                              （以下略）                         </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	(3)受給の要件 ①老齢給付金の支給要件及び失権 ・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。（法第36条第2項） (ア)60歳以上 <b>70</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。 (イ)50歳以上(ア)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。 （以下略）	(3)受給の要件 ①老齢給付金の支給要件及び失権 ・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。（法第36条第2項） (ア)60歳以上 <b>65</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。 (イ)50歳以上(ア)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。 （以下略）
改正後	改正前					
(3)受給の要件 ①老齢給付金の支給要件及び失権 ・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。（法第36条第2項） (ア)60歳以上 <b>70</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。 (イ)50歳以上(ア)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。 （以下略）	(3)受給の要件 ①老齢給付金の支給要件及び失権 ・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。（法第36条第2項） (ア)60歳以上 <b>65</b> 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。 (イ)50歳以上(ア)の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。 （以下略）					

（注）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200605/20200605g00111/20200605g001110007f.html>

通知「『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律』（令和2年法律第40号）の施行に伴う『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200605T0010.pdf>

# 法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
事務処理改善連絡 (参考)別添2の確認事項の詳細内容 4. 老齢給付金 (赤字が改正部分)	4-2 支給年齢要件	
	改正後	改正前
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 60～<u>70</u>歳のいずれかの年齢であることを確認すること。</li> <li>○ 規約に定める年齢以上で実施事業所に使用されなくなったときに支給する場合、その年齢は<u>50歳以上DB法第36条第2項第1号の規約で定める年齢未満</u>であることを確認すること。</li> </ul> <p>(注1)59歳10か月など、●年●月と規定することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 60～<u>65</u>歳のいずれかの年齢であることを確認すること。</li> <li>○ 規約に定める年齢以上で実施事業所に使用されなくなったときに支給する場合、その年齢は<u>50～59歳のいずれか</u>であることを確認すること。</li> </ul> <p>(注1)59歳10か月など、●年●月と規定することはできない。</p>

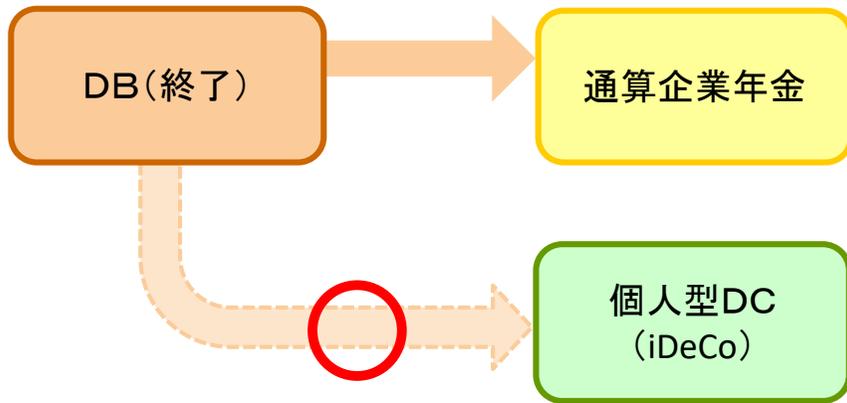
(注)事務連絡「『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律』(令和2年法律第40号)の施行に伴う『確定給付企業年金規約例』等の一部改正について」  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200605T0020.pdf>  
 確定給付企業年金規約例については、記載されている条文例に改正がないので記載を省略しています

## **<令和4年5月1日施行分>**

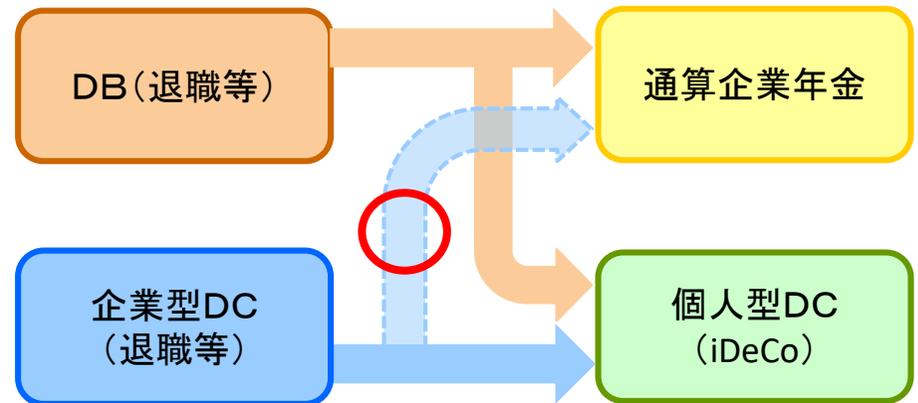
制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善

◆法令改正に伴い、  
 ・終了したDBから個人型DC(iDeCo)への残余財産の移換  
 ・退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への個人別管理資産の移換  
 が可能となります

<DB(終了)からiDeCoへの移換>



<企業型DCから通算企業年金への移換>



<通算企業年金とiDeCoの比較>

	給付内容・特徴
通算企業年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通算企業年金は、DBや企業型DCが共同で設立した企年連が、退職者等向けに運用する年金の一つ。</li> <li>・移換された資産を運用し、移換時の年齢に応じた予定利率(0.5%~1.5%)で付利される仕組み。</li> <li>・原則、65歳から受給で(60歳からの繰り上げ受給も可能)、80歳までの保証期間付き終身年金(やむを得ない事情等により一時金の選択も可能)。</li> </ul>
個人型DC(iDeCo)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・iDeCoは、加入者個人が運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る仕組み。</li> <li>・現行、60歳以上70歳以下の任意の時点で請求可能。年金か一時金かを受給権者が選択可能。</li> </ul>

＜企業年金・個人年金制度間のポータビリティの全体像＞

		移換先の制度			
		DB	企業型DC	個人型DC (iDeCo)	通算企業年金
移換元の制度	DB	○(注)	○(退職) ○(終了)	○(退職) <b>×(終了)→○</b>	○
	企業型DC	○(注)	○	○	<b>×→○</b>
	個人型DC (iDeCo)	○(注)	○	—	×
	通算企業年金	○(注)	○	○	—

(注) 移換先のDBの規約で資産移換を受けられる旨が規定されている場合に資産移換可能

# 法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB法 第82条の4	<p>DBから個人型DCへの残余財産の移換（<b>新設</b>）</p> <p>終了制度加入者等（第89条第6項に規定する終了制度加入者等をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下この条において同じ。）は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、終了したDBの清算人に同項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の国基連への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 当該DBの資産管理運用機関等は、前項の申出があったときは、国基連に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。</p> <p>3 国基連が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第89条第6項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p> <p>4 国基連は、第2項の規定により残余財産の移換を受けたときは、その旨を当該終了制度加入者等に通知しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、DBから個人型DCへの残余財産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	
第91条の18  (赤字が改正部分)	<p>改正後</p> <p>2 企年連は、前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～二(略)</p> <p><b>三 DC法第54条の5第2項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、第91条の23第1項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</b></p> <p>3～7(略)</p>	<p>改正前</p> <p>2 企年連は、前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～二(略)</p> <p>3～7(略)</p>

(注)年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200605/20200605g00111/20200605g001110007f.html>

# 法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB法 第91条の23	<p>企業型年金加入者であった者に係る措置（新設）</p> <p>企年連が第91条の18第2項第3号に掲げる業務を行っている場合にあつては、企年連は、DC法第54条の5第2項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第1項に規定する企業型年金加入者であった者（以下「企業型年金加入者であった者」という。）又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。</p> <p>2 企年連は、前項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない。</p> <p>3 第91条の19第6項の規定は、前項の規定による通知について準用する。</p>
【参考】 DC法第54条の5	<p>企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換（新設）</p> <p>企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、第15条第1項第1号に規定する企業型年金運用指図者を除く。）は、企年連の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、企年連に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。</p>

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

**明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ**  
TEL : 03 - 3590 - 4851